

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 12 月 9 日

支出負担行為担当官

北海道財務局総務部長 遠藤 晃

記

1. 政府電子調達システムの利用

本業務は、「調達ポータル・電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)（以下「システム」という。）を利用して応札及び入札手続きにより実施するものとする。
ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

(1) 業務件名	南 8 条住宅（401 棟）ほか 1 住宅建物健全性調査業務
(2) 業務場所	札幌市中央区南 8 条西 23 丁目 1 番ほか
(3) 業務概要	別紙のとおり
(4) 業務期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日まで

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8 年度財務省北海道地区競争参加資格において、業務区分が「建築士事務所」の A、B 又は C 等級に格付けされ、北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であって、手続き開始の決定後、上記(3)の競争参加資格について再審査を受けた者は除く。）でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 下記 8 の入札説明書等の受領又は交付を受けた者であること。

4. 契約条項及び仕様書を示す場所

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 10 階 北海道財務局掲示板
及び、「システム」に掲載する。

5. 証明書等の提出期限

令和 7 年 12 月 25 日（木）12 時 00 分

6. 入札書の提出期限

令和 8 年 1 月 6 日（火）17 時 15 分

7. 開札の場所及び日時

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 11階 北海道財務局第2会議室
令和8年1月7日（水）9時30分

8. 入札説明書等の交付方法及び期間

入札説明書等は、「システム」を利用して受領すること。

なお、紙による入札説明書等の交付を希望する場合には、以下の期間及び場所で交付する。

交付期間 公告の日から令和7年12月24日（水）の平日8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分までとする。

場 所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階
北海道財務局 管財部 第1統括国有財産管理官 TEL 011-709-2311（内4453）

9. 入札保証金 免除

10. 契約保証金 納付（請負金額の10分の1以上の額）

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11. 入札の無効

- (1) 上記3に定める競争参加資格のない者の入札及び入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。
- (2) システムによる入札の場合において、「調達ポータル・電子調達システム利用規約」に違反した者の入札書は無効とする。

12. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

13. 消費税に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税込み）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

15. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

16. その他

- (1) 「5. 証明書等の提出期限」から「7. 開札の場所及び日時」について、システムに障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。
- (2) 本業務に競争参加するため新規に参加資格を得ようとする者は、持参又は郵送にて令和7年12月17日（水）17時15分までに「一般競争参加資格審査申請書」を提出すること。

以上

業 務 概 要

業 務 名 南 8 条住宅（401 棟）ほか 1 住宅建物健全性調査業務

業 務 場 所 札幌市中央区南 8 条西 23 丁目 1 番ほか

建 物 概 要 1) ①南 8 条住宅 401 棟 RC 造 4 階建 延面積 1,442 m² 1 棟 16 戸 S63 年建築
②南 9 条住宅 301 棟 RC 造 3 階建 延面積 987 m² 1 棟 12 戸 S59 年建築

業 務 内 容 2) 予備調査（建物全体及び構造部材の現況を次の通り把握する）
① 維持管理機関等からヒアリングを行い、現状、把握している劣化状況等について確認する。
② 関係資料の収集
竣工図面（構造関係図）、改修・修繕履歴等、法令・定期点検等の記録、被災の有無、その他

3) 建物現地調査（劣化状況調査、現地調査を実施し、データを収集する）
① コンクリート中性化試験及び鉄筋かぶり厚さ
② 鉄筋の腐食状態調査
③ 建物の構造不具合調査

4) 調査報告書の作成（調査結果を踏まえて、構造、建物の劣化状況及び評価についてまとめるとともに、長期使用の可否（期間は概ね 20 年）について提言する。記載事項は以下の通りとする。）
① 調査概要（調査箇所及び調査方法等）
② 調査結果（調査結果、調査記録写真及び個別評価）
③ 判定基準（総合的な評価における判定基準）
④ 総合評価（総合所見、診断総括表等）
⑤ 修繕等方針案（陳腐化の部位の特定及び改善提案（2 案程度）、概算額算出）

成 果 品 の 提 出 5)
① 調査報告書（正副各 1 部）
・コンクリートコアの中性化試験記録
・コンクリートの中性化深さ試験記録（壁・基礎）
・特記仕様書で指定する報告様式
・建物構造の不具合調査結果
・補修工事完了確認書
② 上記①の電子データ（DVD-RW） 1 部
③ 打合せ記録簿 1 部